

## 農地中間管理事業等に係る手数料の見直しについて

### <現状>

- 1 農地中間管理事業では、機構が賃借料の支払業務等を代行するなど、きめ細かい契約管理業務を円滑に行うため、利用者から手数料（賃借料に対する料率：出し手0.5%、受け手1.0%）を徴収しています。
- 2 手数料については、消費税の課税対象となっていますが、機構では当初より、利用者から徴収しておらず、納付する消費税は支援センターが自主財源で負担しておりました。

### <見直しの内容>

#### 1 料率変更について

今後より一層、農地中間管理事業を推進するため、規模拡大を目指す担い手（受け手）への優遇対策として、次の様に料率を変更します。

- ・平成31年度からは、受け手の料率を1.0%から0.5%へ引き下げ、過年度契約分についても同様に扱います。
- ・出し手の料率は、現行のままとします。

現 行	見 直 し
農地中間管理事業に係る賃借料 に対する料率 受け手 1.0% 出し手 0.5%	農地中間管理事業に係る賃借料 に対する料率 受け手 0.5% 出し手 0.5%

#### 2 消費税の徴収について

平成31年度から、農地中間管理事業の農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画に記載する事務手数料に「消費税等別途」を明記して、手数料に係る消費税を徴収します。

平成31年4月以前の過年度契約分についても、消費税を徴収します。

なお、特例事業である農地売買等事業（即売）についても、同様に消費税を徴収します。

事業区分	現 行	見 直 し
農地中間管理事業	内税（未徴収）	外税徴収
農地売買等事業（即売）	内税（未徴収）	外税徴収